

平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年5月22日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時37分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 前田 博明

委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 小原 良

委員 高橋 美里

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

生涯学習推進課長 大島 直樹

中原図書館長 小島 久和

総合教育センター総務室長 渡辺 英一

指導課長 久保 慎太郎

指導課担当課長 小林 勝弘

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課指導主事 吉澤 晋

庶務課課長補佐 武田 充功

庶務課経理係長 大島 崇

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

教育改革推進担当担当課長 末木 琢郎

健康教育課長 藤村 崇

健康教育課担当課長 辻 敏明

健康教育課係長 小竹 誠

教育環境整備推進室担当課長 渡辺 雅彦

教育環境整備推進室課長補佐 柴原 悟

【署名人】 委員 中村 香

委員 高橋 美里

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れかえさせていただきますので、御了承願います。

2 開催時間

【渡邊教育長】

会期でございますが、本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 5名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.3は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.4、議案第13号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正か

つ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No.5、議案第12号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第14号、議案第15号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これら案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.4、議案第13号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、報告事項No.5、議案第12号につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、議案第14号、議案第15号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。中村委員と高橋委員にお願いいたします。

6 請願審議

請願第1号（平成29年度） 川崎市立小・中・高校で使用されている教科用図書を、各区図書館に置くことを求める請願について

【渡邊教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第1号（平成29年度） 川崎市立小・中・高校で使用されている教科用図書を、各区図書館に置くことを求める請願について」を審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていらっしゃると思いますので、ここでお願いしたいと思います。請願者の方、どうぞ前にいらしてください。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたします。

【請願者】

では、失礼いたします。

私は、「教科書を考える川崎市民の会」が提出しました請願、川崎市立小・中・高校で使用されている教科用図書を、市立図書館において、市民が日頃から教科書を見られるようになることを

求める請願が、本日審査されるということにあたり、陳述することになりました「会」の、私は事務局長をやっております橋本清貴です。よろしくお願いいたします。

まず最初にですね、日頃より教育委員の皆様には、川崎の教育行政の全般にわたり、子どもの健全な成長・発達の観点から、様々な意見等々を行っておられますことに、まず敬意を表したいと思います。

私たちも、川崎の子どもたちの健全な成長発達を願い、特に教科書が子どもたちに与える影響の重大さから、「教科書を考える川崎市民の会」を結成し、教科書の採択問題などに関して、教育委員会や市議会を傍聴するなど、関心をもって活動してまいりましたが、このたびの請願もこの観点から提出した次第であります。

最初にですね、この請願を提出するに先立って、周りの方々にちょっと御署名をもらったんですけども、多くの方々から、「置いていないんですか。ええ、驚いた。」というような感想が返ってきたことをまずお伝えしたいと思います。

さて、そもそも日本国憲法には、「国民の教育権」について、第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」と高らかにうたっていて、教育を受ける権利、つまり学習権に差別があってはならないと規定しているところで、釈迦に説法ですけども。

では、教育権のもう一方の側面である「教育内容」についてはどうでしょうか。これには有名な「旭川学力テストの事件の最高裁判決」が重要だと思っております。つまり、どういう内容の教育を子どもたちに与えるかの権利については、国家と国民のどちらにあるのかということが争われたわけですけども、判決は「両方ともあるのだ」ということになったと思います。

いわゆる教育内容を規定する「学習指導要領」は大綱的なものだから、文部省（当時）が決めていいのだということでした。それでも、国民の意見の集約を含めて、国民の知る権利を満たすような方向で決めなければならないことは当然との立場だったと思います。

他方、その指導要領に基づいて、実際の学校での日々の教育活動をつかさどる教師に対しては、国民は自らの子どもたちの成長を願う観点から意見を言うのは当然との立場です。

さらに、文部行政を各地方自治体で具体化する教育行政の決定をつかさどる教育委員会に対しては、意見を言えることはもちろん、傍聴することは当たり前で、傍聴を認めていない教育委員会は、国民の教育権を侵害しているとも言えることになる。

今回の請願に関して言えば、学校で使用されている教科用図書を見られる場所は、各教育委員会が「教科書センター」として文科省に届けている場所になっています。川崎市の教科書センターは3カ所で、総合教育センター、教育会館、東門前小学校になります。しかし、この教科書センターは、教職員が対象なので、市民が気楽に見られるようにはなっていないと思います。学校にこう、行くのはなかなか敷居が高いですから。

ですから、この請願の採択によって、国民の教育権の拡大が実現すると思います。気軽に川崎市の小・中・高等学校で使われている教科書を、国民つまり市民が図書館で見られるようにしていただくように求めます。

以上、るる述べましたけれども、今回の請願は、国民の教育権に即してみても、何ら問題ないことだと、当然、採択を期待しておりますが、審査のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきます。

次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、生涯学習推進課長でございます。

本請願につきましては、学校で使用されている教科用図書を各区の図書館に置くことが願意でございますので、中原図書館長、小島館長のほうから説明をさせていただきます。

【小島中原図書館長】

よろしく願いいたします。

それでは、「(平成29年度) 請願第1号 川崎市立小・中・高校で使用されている教科用図書を、各区図書館に置くことを求める請願」につきまして、御説明いたします。

はじめに、資料の1、市立図書館における教科書の所蔵状況をごらんください。小中学校の教科書につきましては、川崎市立図書館資料収集要綱に基づき定めております川崎市立図書館資料収集基準におきまして、義務教育課程の教科書は収集するとの観点から、小学校・中学校の教科書は、川崎市で採択されたものを選定するとしており、この収集基準に基づき、川崎市立小・中学校で使用されている全教科の教科書を、原則として地区図書館全館で購入しているところでございます。

資料にございますように、昭和54年3月検定済みから平成27年3月検定済みまでの小学校の教科書は694タイトル、2,101冊。中学校の教科書は296タイトル、956冊。合計で990タイトル、3,057冊の教科書を収集し、保存、提供しているところでございます。

各地区図書館で収集開始の年度は異なりますが、現在使用されている小・中学校の教科書は所蔵しておりますので、お近くの図書館で御要望をいただければ、どなたでも閲覧が可能となっております。

次に、2、平成29年度市立高校における使用教科書冊数一覧をごらんください。

市立の高校は、川崎高等学校等、5校ございますが、そのうち4校では、全日制課程と定時制課程に分かれておりますので、全体では九つの課程でそれぞれの教科書が使用されております。各学校、各課程により教科書の冊数は異なりますが、平成29年度の1年間だけで、416冊の教科書が使用されております。さらに、一定の期間で採択がえを行う小中学校の教科書とは異なり、高校の教科書は、毎年必要により学校ごとに教科、学年別に採択がされており、また、専攻科目などが多岐にわたりますことから、図書館で収集、保存する場合、その冊数が短期間で膨大な数となることが予想できます。なお、毎年3分の1程度の教科書が変更されると伺っておりますので、今後、毎年130タイトル前後の新たに採択される教科書のデータ作成やその維持、収集や提供のための体系的な保存管理が必要となり、さらに各図書館の収蔵可能冊数の現状等を考慮いたしますと、将来的な負担は極めて大きなものと考えられます。

次に、本請願に対する市立図書館の考え方でございますが、図書館におきまして教科書を収集する場合は、収集基準に基づき、図書館使用として永続的に購入し、保存、提供していくこととなります。義務教育課程である川崎市立小・中学校の教科書につきましては、既に約40年をわたって収集し、体系的な保存を継続しながら、市民の皆様の利用に供しているところでございますが、新たに高校の教科書を所蔵する場合も、収集、提供、保存にかかわる将来的な負担を十分考慮した上で対応する必要があると考えております。

市立図書館といたしましては、義務教育である小・中学校に加え、高校の教科書も購入・提供していくことは、購入資料費の増加や収蔵スペースの状況等もあわせて鑑みますと、市内には一般の方々も利用できる教科書センターがございますことから、川崎市立図書館資料収集基準で定めておりますとおり、今後も川崎市で採択された小・中学校の教科書のみを収集対象とさせていただきたいと考えております。

なお、高校の教科書の閲覧につきましては、教科書センター等を御案内するなどの対応してまいりたいと考えております。

請願第1号の説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

それでは、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員。

【高橋委員】

確認なんですけれど、図書館で教科書を見たいと思った場合は、いわゆる本棚とかに置いてあるものを自分でとるという形ではなくて、カウンターに行って、これこれこの年度のこの学年のこの教科書を見たいですというようなことをお伝えすると、貸していただけるというような流れと違ってよろしいでしょうか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【小島中原図書館長】

そのとおりでございます。一般的には、開架書架には置いてございませんが、カウンターでお尋ねいただければ出せるように、体系的に保存をしております。何年生のどの教科書と言っただければすぐにお出しできるようになっておりますし、また必要に応じ貸し出しも可能となっております。

【渡邊教育長】

どうぞ。

【高橋委員】

本棚に置いていないというのは、さっき収集基準ということが何回か出たと思うんですけど、ただみんなが閲覧するだけではなくて、資料としてきちんと保存しなければいけないという観点からも、開架のほうではなくて、書庫のほうにあるというようなことだと思ってよろしいですか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【小島中原図書館長】

そのとおりでございます。やはり市立図書館の資料というものは、市民の財産ということになりますし、記録として残すという観点もございますので、資料を長きにわたって保存するための対応でございます。

また、小学校の教科書等につきましては、非常に薄い状態でございますので、書架に並べることによりまして、自由に閲覧していただきたい部分もございますが、お戻しいたぐときに違ふところに入れてしまいますと、次に御提供する場合、非常に支障が出てまいりますので、図書館の書庫のほうに入れさせていただいて、職員のほうで管理をすることで、利用者の方々に滞りなく御提供できるというふうにご考えております。

【渡邊教育長】

40年にわたってという御説明をいただきましたから、相当な数になるわけですよ。

【小島中原図書館長】

どの館につきましても、若干の開始の時期は異なっておりますけれども、全体では3,000冊以上の資料を収集してそのまま保存しております。特に、教科書というものは、各世代によりまして、川崎市民のほとんどの方々が共通の資料としてごらんになられるでしょうし、思い出深いものというふうにご考えておりますので、やはり義務教育の小中学校の教科書というものについては、市立の図書館で保存、収集していくものというふうにご考えております。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

今のお話で、小・中の教科書は確実に各図書館にあるということがわかったんですけども、高校に関しては、冊数も多いということで、教科書センターにあるということですね。

【小島中原図書館長】

はい。

【中村委員】

そのことを、もし区の図書館に市民の方がいらしたときは、確実にレフェラルサービスをして

いただいているということでしょうか。

【小島中原図書館長】

はい。今回このような御指摘をいただきまして、私どものほうも、図書館全体で確認をしてまいりました。やはり全員が教科書センターの存在というものを認識していたかという、図書館としてもなかなか全員知っていましたとは言い切れない状態がございました。今回こういう御指摘を受けまして、教科書センターと図書館との役割の違いというものも踏まえた上で、高校の教科書をごらんになりたいという場合については、御希望されるお近くの教科書センターを御案内するようになさっていただきたいと考えております。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、お願いします。

【小原委員】

すみません。今度、教科書センターのほうのちょっと確認なんですけども、請願の理由のほうで、教職員が対象というふうになっているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【渡邊教育長】

いかがでしょうか。

【小島中原図書館長】

教科書センターにつきましては、教職員のみならず、保護者や地域住民の方も対象という施設になっております。

以上でございます。

【小原委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員からいかがですか。

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

確認なんですけど、この3,057冊という所蔵冊数は、一つの図書館に3,000冊あるという意味ですか、それとも、7図書館で3,057ということですか。

【小島中原図書館長】

こちらは、先ほど申しましたように、所蔵の年度が異なりますので、各館の数ではございません。これは川崎市立図書館全館の合計冊数ということになりますので、単純に割りますと、これを7で割っていただく数字が各図書館、地区図書館にあるということになりますが、若干年度が異なりますので、それぞれ、多い館、開始が後の館についてはやはり数が少ないところがありますが、少なくとも現在使用されているものというものは、7館全てで所蔵しております。

【前田委員】

こういう所蔵状況が、こういう請願が出されたということは、周知されていないということだろろうと思いますので、この教科書センターと図書館の所蔵との違いも含めて、市民の方に周知していくということが今後必要なのかなということは感じましたので、頑張って周知をやっていたらいいと思います。

【渡邊教育長】

吉崎委員は、よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

特に結構ですが。やっぱり高校が、これ、相当学校ごとに違いますよね。全日制と定時制で大分違うので、これはどう保存していくかということもちょっと検討課題として、1冊ずつ残すのか、共通するものがあるのかわかりませんが。高校のほうはどう残すかというのは、ちょっと今後の課題かと思うんですが、その辺はどうですか。全館で置くとかいうんじゃないです、残しておくっていう、保存していくことは必要だと思うので。この辺はどう考えていますか、図書館として。

【小島中原図書館長】

現状ではですね、購入等をしておりません状態でございますし、先ほど御説明の中でさせていただきましたように、これを保存していくということを考えますと、たとえ一館で行うにしても、相当の物量が存在すると思います。そういうことも含めてですね、教科書センターの役割等々を確認しながら、教科書センターでの保存がどのようになっているかというようなことも踏まえた上で、図書館としては今後課題になると思っておりますが、今の時点では高校の教科書を購入して保存ということは、現状ではちょっと難しいかというふうに考えております。

【渡邊教育長】

どうぞ。

【渡辺総合教育センター総務室長】

総合教育センターは教科書センターに位置づけられておりまして、今現在も高校の教科書を使用しているものは閲覧できるようになっております。過去のものも、総合教育センターの地下の倉庫に一部保存しております。スペースの関係がございますので、スペースの限り、保存できる

限り保存しているような今の現状でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

少なくとも総合教育センターには、現在のものがあるし、数年の分はあるんですよね。

【渡辺総合教育センター総務室長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

どのぐらいさかのぼる分までぐらいありますか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

これも、教科によってばらつきがあるので。10年、20年ぐらい前のものは確かにあります。

【吉崎教育長職務代理者】

ありますか。ちょっと、これは、高校は課題がありますよね。小中学校に関しては、各図書館にありますから、それはそれを周知徹底すればいいのかなという感じもしますが。私はそう思っています。

【渡辺教育長】

それでは、ただいまの請願第1号の取り扱いでございますけれども、今、委員の皆さんの御意見をまとめると、このような形でいかがでしょうか。

まず、小中学校の教科用図書につきましては、説明がございましたように、全ての地区館において、現在使用している教科用図書が置かれているということで、さらに採択されるたびに、毎回購入されているという説明をいただきました。これについては、請願者の方はご存じなかったということもありましたので、機会を捉えて周知をしていただければよろしいのかなというふうに思いました。

問題になりますものが、高校の教科書でございますけれども、単年度でも、先ほどの資料ですと、416冊という膨大な量になりますし、説明がございましたように、高校の場合には毎年教科書を採択していくというような形でございますので、図書館の収納の問題とか費用の問題を考えると、かなり無理があるなということは、委員の皆さんがお話のとおりではないかと思えます。

一方で、教科書センターというものがあって、これもさらに御案内、周知をする必要があるというようなお話がございましたので、そこをしっかりとやっていただければ、現状としては、市民の皆さんに教科書を見ていただくことができるのではないかなというふうなお話ではなかったかというふうに思えます。

ですので、幾つか今後改善を図っていただくところはございますけれども、現状としては、十分市民の皆さんに教科書を見ていただく機会というものは十分保証されているということでもございますので、ただいまの請願につきましては、不採択としたいと思えますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、次に、報告事項 I に入ります。「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。

説明を庶務課長をお願いいたします。

【森庶務課長】

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

平成30年春の叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃいます。その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、平成30年春の叙勲についてでございますが、飯塚先生におかれましては、昭和43年4月に教職の道を歩み始められ、平成18年に川崎市立宮内中学校長として退職されるまでの38年間、教育の発展に御尽力いただきました。川崎市立中学校教育研究会理科部会副会長・会長を歴任し、川崎市立中学校の理科教育の充実・振興に尽力し、先導的な役割を果たされました。また、神奈川県の関係団体の各種役職を歴任し、川崎市はもとより、神奈川県の学校教育の充実と発展に貢献されました。

次に、死亡叙位についてでございますが、関野先生におかれましては、昭和24年4月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立工業高等学校長として退職されるまでの40年間、教育の発展に御尽力いただきました。工業教育実習施設の整備・拡充に苦心し、理論とともに、実習・作業を重視する指導方針が定着するよう努められ、工業教育のより一層の充実という成果を上げられました。また、川崎市立工業高等学校長に任ぜられてからは、工業教育の推進や地域に根差した学校経営を展開し、川崎市の学校教育の充実と発展に貢献されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功労に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No. 1につきましては以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。

何か御質問などはございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.1につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

報告事項 No. 2 「かわさき家庭と地域の日」の試行実施について

【渡邊教育長】

続きまして、「報告事項No.2 『かわさき家庭と地域の日』の試行実施について」でございます。

説明を指導課長にお願いいたします。

【久保指導課長】

それでは、「報告事項No.2 『かわさき家庭と地域の日』の試行実施について」、御説明いたします。

なお、本件につきましては、昨年度中に教育課程を編成する必要がありましたことから、学校や地域の方へは昨年度中にお知らせしたところでございます。現在、当日の取組について、関係局や関係機関と調整を進めているところでございますが、既に学校や地域の方へお知らせしておりますことから、今般改めて御報告させていただきます。

お手元の資料、『かわさき家庭と地域の日』の試行実施についてをごらんください。

はじめに、「1番 背景・経緯」でございます。「(1) 国における検討」でございますが、昨年7月18日に内閣官房を事務局として、「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための『キッズウイーク』総合推進会議」が開催されました。

この会議では、「家庭や地域の教育力の向上」や「休み方改革」、「地域や観光の振興」を目指して、夏休みなどの長期休業日を分散化することで、地域ごとに「キッズウイーク」を新たに設定し、大人と子どもと一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出する方向性が確認されたところでございます。その対応として、学校教育法施行令及び施行規則が改正され、平成29年9月13日に施行されました。

「①政令改正の趣旨・目的」でございますが、「地域における保護者の有給休暇の取得を促進することとあわせて、長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等がともに体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児

童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するもの」でございます。

「②改正の概要」でございますが、学校教育法施行令においては、第29条で学期及び休業日を定めておりますが、改正により、大学を除く公立の学校の休業日として、夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日に加え、新たに「家庭及び地域における体験的な学習活動、その他の学習活動のための休業日」、すなわち「体験的学習活動等休業日」を例示し、教育委員会は当該休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における児童・生徒等の体験的学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めること、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定されております。

次に、「(2)本市における検討の経過」でございます。学校教育法施行令の改正は、昨年9月でございますが、既に平成28年2月に地域教育会議からは、子ども会議などのイベントを企画しても、特に中学生は部活動があり参加が困難なことから、地域の子どもたちとともに活動が可能な日といたしまして、「地域の日」のようなものがないかという意見がございました。

そこで、今般、政令等が改正になったこともございますので、教育委員会事務局において、本市においてはどのように対応するか、基本的な考え方を検討してまいりました。

なお、川崎市立小・中学校の休業日は、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」により定められており、その第3条第1項において幾つか定めがございますが、そのうち第6号「夏季休業、秋季休業、冬季休業」につきましては、「7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日」となっております。

この規定につきましては、特別支援学校の管理運営に関する規則におきましても、第6条で同様な規定となっております。

高等学校につきましては、夏季休業は7月21日から8月31日まで、秋季休業の定めはなく、冬季休業は12月25日から翌年1月7日までとなっております。

ページを1枚おめくりいただきまして、「資料」の2ページをごらんください。

「2番 本市における基本的な考え方」でございます。「(1)法令等に基づく体験的学習活動等休業日の考え方」でございますが、このたびの政令改正の趣旨・目的を踏まえ、政令改正において示された「体験的学習活動等休業日」については、「かわさき家庭と地域の日」と呼ぶことといたしました。

次に、「(2)休業日設定の基本案」でございますが、本市においては、前期と後期の間に秋季休業日を数日間設定していた実績もあったことから、10月第2週目の体育の日を含む3連休後の火曜日、今年度で言いますと10月9日でございますが、この日に秋季休業日すなわち秋休みを設定することとし、その日を「かわさき家庭と地域の日」に充てることを基本案として学校に例示することといたしました。

設定に当たりましては、夏季または冬季休業日の日数や振替休日を活用することで、各学校の総授業日数を確保いたします。

施行令等の改正が昨年9月であり、既に学校によっては次年度の教育課程の編成等にも取り組んでいることもございますので、各学校の教育活動に支障・混乱が生じないように配慮しながら、各学校に対してこの基本案を例示し、参考にしていただき、設定に向けて検討に努めていただくこととし、実施可能な学校から取組を始めることになることを視野に入れて対応することといたしました。

次に、「3番 基本的な考え方に基づく検討状況等」でございますが、平成29年12月には、校長研修会のおきまして、各校種の校長全員を対象として、当該休業日の設定に向けて検討に努めていただくよう依頼いたしました。続く、平成30年2月には、教育課程編成届説明会におきまして、実際に教育課程の編成事務を担当する教務主任を対象として、当該休業日の趣旨等について説明し、また、川崎市地域教育会議交流会におきまして、地域教育会議の方々を対象として、当該休業日の趣旨等について説明をいたしました。さらに、3月には、川崎市PTA連絡協議会理事会におきまして、同様に当該休業日の趣旨等について説明し、改めて各学校宛に当該休業日の設定及び保護者や地域への周知について、依頼文を発出いたしました。

このような検討の結果、平成30年度につきましては、全市立学校におきまして、「かわさき家庭と地域の日」を設定することとなりました。ただし、行事等が既に組まれている学校については、10月9日ではなく、他の日を当該休業日としております。

次に、「4番 今後の取組」でございますが、体験的学習活動等の促進を図るため、地域で活動している団体や市内公共施設等との連携を推進するとともに、今年度、まずは秋休みを1日、「かわさき家庭と地域の日」として学校において定めておりますが、当該休業日の活用状況を踏まえ、次年度以降の取組について検討を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

説明は以上のおりでございます。

何か御質問などございましたら、お願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

「かわさき家庭と地域の日」の試行実施ということですが、これはいつ本格実施になるのかということと、そのためには何をもって本格実施になるのでしょうか。

【久保指導課長】

いつ本格実施ということですが、今年度につきましては、10月9日にほとんどの学校が設定されて、それを受けて、この取組自体は、当然保護者の方々が有給休暇を取得してというのが一つの前提条件にはなっていると思いますので、その取組がなければ、この日は朝から実はわくわくプラザのほうを開設するんですけれども、子どもたちの大半が実はわくわくプラザに来て1日過ごしたよということになれば、それはそれで、この過ごし方としてはどうなんだろうということの検証はやっぱりあると思うんですね。ですので、ただ、この10月9日が過ぎてからの検証ということになりますと、もうその次の年度につきましては、もう既に学校側が行事予定等を組む時期になりますので、次の年度からもう、本格実施という形はちょっとなかなか難しいかなとは思っております。なので、その状況を踏まえて、本格実施をするかしないかも含めて、ちょっと、検討していきたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

何かお考えがございますか。

【中村委員】

いえ、評価をしなきゃいけないと思うんですけども、どういうふうに見ていくことが大事なのかなと。逆に、川崎市では何を大事にしていきたいと思っているのかというところを打ち出していくことが大事なのかなという気がするんですね。

例えば、生涯学習のいろんな施設との連携ということもすごく大事だと思うんですけども、その辺は、「連携を推進」と書いてあるんですけども、どういうふうに市民の方にアピールしていくのかなとか、その辺はお考えがあるのでしょうか。

【渡邊教育長】

では、生涯学習推進課長。

【大島生涯学習推進課長】

生涯学習の関係では、今、先ほども地域教育会議からは、かつてからそういった地域の日みたいなものを設けていただけないかみたいな御要望もあったことから、昨年度の地域教育会議、交流会のテーマで、「かわさき家庭と地域の日」をテーマに、地域教育会議としてどういう取組ができるのかというのを、一応テーマとして設けてお話し合いをしていただきました。

私どもとしましては、この日ができたから、例えば地域教育会議に何かやってくださいということではなくて、御自身たちの取組の中で、できることから始めていただければというふうに考えております。

また、私のほうで取り組んでおります地域の寺子屋事業につきましても、現在、土日中心に体験的活動に取り組んでおりますので、そういったことが、体験活動がこの日に合わせられるかどうか、それについても各寺子屋の実施の運営主体において、無理のない範囲で取組ができるかどうかというのを、今これから投げかけていくと、そういうことになっておるかと思います。

また、生涯学習関係の施設につきましても、例えば生田3館、青少年科学館、日本民家園、岡本太郎美術館等々ございますが、そういったところとの連携についても、今後、調整を図っていくようなことに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

【渡邊教育長】

単に法令の改正があったから入れたということではなくて、本市なりの考え方をしっかり持って取り組んできたんだということだと思うんですけどね。

【中村委員】

その辺をちゃんと打ち出していく必要があるのかなと思ったのと、評価するとき、行政のほうが評価するというよりも、市民の方がどう思っているか話し合う機会とかがあると、もっとよくなっていくのかなという気がしたんですね。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

ちょっと確認したいんですけども、休業日ということで、学校は当然お休みですよ。

【久保指導課長】

お休みといいますか、通常の夏休みの1日がここにずれてきたという。

【小原委員】

通常の夏休みがここにずれてきた。

【久保指導課長】

秋休み。子どもたちはお休みです。

【小原委員】

先生はお休みではないということですか。

【久保指導課長】

先生自身は、通常の勤務を要する日ですので、先生がもしお休みになるのであれば、有給休暇を取得していただく必要がございます。

【小原委員】

そうですか、単なる、要するに日曜日と変わらないということですね、要するに。先生にとっては。

【久保指導課長】

日曜日は勤務を要しない日になりますので、開校記念日ですとか市制記念日ですとかと同じような位置づけになります。

【小原委員】

そうですか。個人的に、この1日というものが、先生たちもお休みができる日なのかなと思っています。

【久保指導課長】

もちろんこの政令改正の趣旨そのものは、教職員の有給休暇の取得を奨励するとございますので、先生たちには、ただ有給休暇を取得するかしないかというのは、もちろん先生たちそれぞれ

の御判断になりますから、我々のほうから、強制的に休ませるとかそういったことはないんですけども、一応そういう趣旨だよということは学校には御案内しております。

【小原委員】

難しいですね、これ。多分、地域教育会議さんとかがやれば、当然学校は対応しなきゃいけない部分が出てきますよね。だから、恐らく中学校とかは難しいのかなというふうには思っています。地域の人たちが地域の人たちだけで自主的にそういう活動ができるのであれば、それはそれで構わないとは思いますが。場合によっては、学校が協力しなければできないというような活動をその日にやるとなれば、そこはやはり先生たちが大変な思いをするかもしれない。幾ら有給休暇をとっていいよと言われたとしたって、それは難しいですね。だから、そういうこともきちっと考えてあげないといけないのかなというふうに私は思います。

当然、先ほどのお話があったように、やらなければいけないという形ではないから、そこは問題ないんだとは思っているんですけども、やってみて、この後どれだけ負担がかかったかというのはきちんと考えていかないと。確かにいいことなんではありますけど、場合によったら、これ、大抵の活動をする選択をしない保護者の方、お子さんもいらっしゃるでしょうし、その辺は、いろんなイベントを全市的にやるのは、それはそれでいいんですけど、そうじゃない選択肢もきちんととれるというふうな形にしてあげたいなとは思っています。

中学生は、確かに部活でなかなか休みがないということはわかりますけども、それで地域にとってはその1日を使いたいというのは十分わからない話ではないんですけども。それによって、先生たちが大変な思いをするということがちょっと、私は、その部分がすごくネックになってくるなと思っています。ちょっと、その辺はよく検証していただければと思います。お願いします。

【久保指導課長】

わかりました。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

これは季節のいいときで、ゴールデンウィークよりも旅行しやすいというんですかね。これ、家庭と地域とあるので、どちらにウエートを置くかということで、地域を離れるということもあり得ると思うんですね。例えば、10月6、7、8、9になりますよね、これ。そうすると、土、日、月、火ですが。火曜日、全国同じだと、また同じように混み合っちゃうんですけども、これは市区によって違うんでしょうか、この4連休目の、学校で言うと4連休、9日目ですね。川崎でいくとしたら、これは地区によって違うんですか。全国大体同じでまきますか。

【久保指導課長】

いえ、これは川崎市の独自の取組になりますので。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。そうすると、どこかへ行ったときに混み合うということはないという。

【久保指導課長】

ケース・バイ・ケースもあると思うんですけど、基本的には、通常は平日、全国的には平日も取り扱いになろうかと思えます。

【吉崎教育長職務代理者】

これはいい時期の、季節的にもいい時期ですよ、10月頭のね。だから、ちょっと、家族が出るときには非常に、逆に出やすい。もしとれればですよ、親がね。有給をとれば、何かすごく、ちょっと、家族で動きやすいっていうかな。ゴールデンウィークだと混んでしまって大変ですよ。車で動くことにもね。嫌だもんね。だから、ちょっとした体験を家族でどこか、出てやるということには、設定的に非常にいいと思うんですが。問題は、この火曜日に有給をとっていいのかどうかということ。会社なんか勤めている場合ですよ。この辺はどうなんでしょうか。つまり市としては働きかけるのか、どうするのか、この辺は。家庭の問題にもかかわりますので。

【久保指導課長】

この日は、子どもたちがお休みですというところまでは御案内できるんですけども、そこから保護者が有給休暇を、何日のうちの1日をそこで充てるのか、あるいは有給休暇をとったからといって、じゃあ、この子たちと一緒に過ごして、その使い道も含めて、教育委員会として何か働きかけるというのは非常に難しい問題だと思っておりますので、まずは、各個人個人で御判断いただくということを考えていく。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。

【小原委員】

ちょっとよろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員。

【小原委員】

7月1日が市制記念日ですよ。あの日、川崎市のPTAでは、親と子のつどいをやっているんですけども、よみうりランドという場所でやっているんですけど。その日は、やはり子どもた

ちも当然来ますけども、それ以外の、なかなか来ない子たちというのをちょっと聞いてみたら、7月1日が市制記念日で、川崎市だけが休みなので、その日に当ててディズニーランドへ行くとか、そういうふうにして、川崎だけが休みという、例えば開校記念日は学校だけという状態なんですけど、それを狙っていくというのはやっぱり多いんですよね。

だから、さっき吉崎先生が言ったように、連休がちょうど平日にかかるようなところだったら、その可能性がないとは言えないし、場合によっては平日がお休みの職業もありますから、そういう人たちにとってはちょうどいいものになるのかもしれないね。

【吉崎教育長職務代理者】

床屋さんとかね、火曜日は休みですよ。ふだんね、子どもと一緒にできない日が、可能になりますよね、家によっては。それは、教育委員会でどうのこうのいうことではないんですけども。可能性としては何かいいなと思うんですね。

ただ、その場合に、タイトルが、「家庭と地域」と書いてあるので、この地域というものが、あんまりこだわらないということですね。これはどう考えていいのか、家庭として重きを置いているのか、地域と何か交流するということにウエートがあるのか。それはもう、自由なのか。

【久保指導課長】

まず、そうですね、どちらに重きを置いてくださいということではなくて、まず1日、この日、秋休みをつくらせてもらったので、どういう過ごし方をされるかも含めて、ちょっと、そこら辺については学校に極力負担のかからないような形で、何らかの形で調査するなり、検証するなりということはしていきたいなというふうに思っておりますけれども。教育委員会として、地域でこれだけのことを考えているんだから、地域にぜひ出てきてくださいというところまでは、ちょっとまだ、踏み込めないかなというふうに。

【吉崎教育長職務代理者】

踏み込めないと同時に、踏み込む必要があるのかどうかということもね。家庭にお任せするというのも、家庭って難しいですけども。重要なことでもあるので。

【久保指導課長】

ただ、いろんな受け皿は用意していきたいと思います。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

私、ちょうど2月の地域教育会議の報告会に出させていただいて、そのときに、この地域教育会議の方々と、これについてどうですかというようなディスカッションの時間がありまして、教育長と同じグループでお話をさせていただいたんですけど。余りうまくまとめられないんですが。

一応自分個人として考えると、やっぱりまだ、小さい子どももいるので、家庭重視だなと思って、先ほど小原委員が言われたとおり、3連休に1日足して4連休になると、ちょうどいい感じの旅行ができるなど。子どもの体力にも負担がかからないぐらいのペースで旅行ができるな。なので、ちょっと、じゃあ、夫にお休みをとってもらって、旅行をするような計画を立てようという気持ちにもなりますし、たしかそのときに、地域教育会議の方から出た、こちら1ページ目にも書いてありますけど。じゃあ、でもやっぱり、家庭ではちょっとお休みをとれないとか、御家庭によりますけど、そういうふうにおうちでは、結局お休みはあるんだけど、うちでは何もできませんと言われたときに、この地域の日というか、地域で何かしら、その地域じゃなくて、もっと大きく、全体で見た、川崎って見たときに、地域でいろんな催しものやってくれているよ。例えば、親の余り手のかからない感じの、近くで、でも子どもだけで行けるとか、預けたら、何とかツアーみたいなものがあるって、子どもが1日そこで何かしらの、親は行けないんだけど楽しい体験ができるということであれば、すごく、親が参加できなくても、地域の皆さんといろいろ学ぶということもできるし、いいなというふうにも思いますし。

だからどっちかというよりは、どっちも選べるというような日にしていただけるとうれしいなという気がしているのと。

あと、これ、多分、中学生の部活動ということがやっぱりすごくキーワードになっていたのかなと、2月のとき思ったんですけど、小学生は結構地域の行事に参加する機会が多いんですけど、本当に中学校になると、部活をやっているお子さんはもう、土日はいつも何かしら試合とか練習で、なかなか地域のほうには、いろいろイベントをやっても、顔を出してもらえなくなって、だんだん離れていってしまうというところが、私も地域の活動をやっていても思うので、そのつながりがほしいというところはすごくあるんですけど、じゃあ、中学生向けに、中学生が来てくれるようなイベントというものが、結構難しいなと思っていて。やっぱり中学生って、自分たちでもう、いろいろ行けてしまうので。川崎は交通の便もいいですし、いろいろ行けてしまうので、中学生が来てくれるような魅力的なイベントというか、そういうものを少しやっぱり考えないと、結局中学生はみんなディズニーランドへ行っちゃったみたいになってしまうと、ただのお休みというんですかね、というふうになってしまうので、多分ここで意味する、「かわさき家庭と地域の日」が意味する、あるおうちでは家庭で楽しいことをするし、あるおうちのお子さんは、地域の皆さんと何か貴重な体験をするとか。その体験する中で、地域とのつながりを深めるとか、そういうことが目的というか、そういうことを狙っていると思うんですけど、そこが薄まっちゃう、ただの振替休日っぽい、子どもにとってラッキーなお休みというふうになってしまうように、何か方策というか、何かアイデアが必要なのかなというふうに思います。

【渡邊教育長】

今、高橋委員からお話があったように、私も、ことしの2月の地域教育会議交流会に出させていただきまして、そのときにもお話をさせていただいたのは、全て地域教育会議に全部お願いしますという話をしたこともないし、積極的に取り組みいただくということはあるがたいけれども、逆に、こちらから押しつけているわけでもありませんよということだったんですね。さかのぼりますと、平成28年、もう2年前になりますけれども、大変地域教育会議に御熱心な方が、子どもたちを地域で受け入れられるような日をぜひつくって行って、子どもたちが地域で活躍で

きるような機会をつくりたいんだと、そういう大変積極的なお話もありまして、そういう日を何とか用意できないかということで、皆さんにお考えをいただいたわけですね。

ただ、今お話ししたように、全ての地域教育会議に、こういう形でやってくださいという話ではなくて、いろいろ状況が異なるでしょうから、ある意味、いろんな選択肢をここでつくってあげて、各御家庭や、子どもたちがどういう選択をするかというところを、丁寧に見ていくことが必要なのかなという感じしております。

ですから、はじめに中村委員が、いろいろ検証が必要ですよというふうなお話がありましたけれども、実際この日に、各子どもたちや児童生徒や各御家庭がどういった行動を選択されたのかということ丁寧に見ながら、今後どういうふうにしていくのがいいのか、そのあたりを見ていくのが、まずことしなのかなというふうに思っております。

【前田委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

私も、たしか1カ月ぐらい前、某新聞社が読者にアンケートをとったら、このキッズウィークが全く全国で周知されていないという、非常に低迷だというニュースが出て、これを国としても、もう少し進めていかなければというニュースが1面に出ていたのを読んで、今のお話を伺うと、川崎は積極的に、こういう地域や家庭のふれあいの日を設けていこうということはとてもいいことだなと思います。

ただ、今、皆さんがおっしゃったとおり、やはりやってみて、実態を正直検証していかないと、どんな内容がいいのか、例えば地方都市なんかは、ある祭りを毎年やっていると、それに合わせて学校の休暇日を変えていますよね。休みの日というんですかね。ですから、川崎市も北部の柿生地区とか、いろいろな祭礼がありますし、将来的にはそういうものと連携して、学校が独自にお休みになると、中学生もそういうお祭りに参加できるというようなこともあるので。

最初からは無理なので、とりあえずこういう形で検証して、恐らく家庭第一で、ディズニールンドへ行く保護者もいらっしゃるかもしれませんが、とりあえずやって、検証してみて、川崎らしい、どういうキッズウィーク、地域と家庭、「かわさき家庭と地域の日」の、実際どうやっていくことが一番いいのかということを見ていくということによろしいんじゃないかなというふうに思いました。

【渡邊教育長】

何か2学期制、2期生を採用したころには、秋休みを入れた学校がかなりの数あったそうなんです。ですから、この3連休プラス1日、2日を秋休みにして、前期、後期の間の休業を入れていたそうなんです。授業時数の確保の課題などもいろいろと強くなってきた中で、だんだんそれが縮小されていったというような話も聞いております。ですので、もともと学校さんからす

れば、そここのところを、子どもたち、前期、後期の意識を切りかえる上で大事な期間だというふうに思っていたところではないかというふうに思いますので、こここのところをうまく生かしていただけるといいのかなと考えておりますし、多くの学校が、こここのところで行いたいというふうな回答をしたということは、やはりそういう意向のあらわれではないかというふうに受けとめております。

一応、御意見のほうはよろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、改めまして、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

8 議事事項 I

議案第11号 平成31年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項Iに入ります。

「議案第11号 平成31年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）について」でございます。

説明を、指導課担当課長にお願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

よろしくお願いたします。

それでは、「議案第11号 平成31年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）」をごらんください。

議案の説明に当たりましては、主な項目を中心に進めさせていただきますことを御了承ください。

では、まず、1の「募集定員」をごらんください。募集定員につきましては、120名、3学級分といたします。

次に、2の「志願資格」をごらんください。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者といたします。ただし、現在市外に居住をしていますが、4月1日までに川崎市内に転居を予定している者につきましては、教育長の承認を得ることで志願は可能となります。

次に、3の「志願手続」をごらんください。(1)の「志願の範囲」につきましては、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願を認めないことといたします。また、(4)の「受付期間」につきましては、平成31年1月8日から10日までの3日間といたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。4の「検査方法」についてでございます。検査は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行います。また、4の(2)、(3)にございますとおり、海外からの移住者等を保護者とする志願者や障害等のある志願者につきましては、あらかじめ必要な手続を行っていただき、教育長の承認を受け、適切な配慮を講じることといたします。

次に、5の「検査期日」につきましては、平成31年2月3日といたします。

また、6の「合否決定及び合格発表期日」についてでございますが、検査の結果と調査書による総合的な選考により、上位120名を決定し、2月10日に発表いたします。

次に、7「入学許可」についてでございますが、学校長が合格者に合格通知を交付することにより行います。

また、8の「入学手続」についてでございますが、合格者は、指定した期日までに必要な手続を行うこととし、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰り上げ合格者を決定いたします。なお、県立及び横浜市立の中高一貫教育校におきましても、同じ検査期日、2月3日で実施いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

質問などございましたらお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

議案についてはこれで結構だと思います。最近ね、数年、これできてもう何年でしたかね。

【濱野指導課担当課長】

この前が5回目の入学選考でした。

【吉崎教育長職務代理者】

倍率ってどういう変動をしていますか。

【濱野指導課担当課長】

この春の倍率が4.46、昨年度が4.36、その前が4.61、その前が4.94、その前が初年度だったんですけども、初年度は7.33という倍率が、その後は4倍程度が続いております。

【吉崎教育長職務代理者】

非常に落ちついた倍率になっていますね。これ、男女比率はどうなんですか。

【濱野指導課担当課長】

男女のほうは、今年の1年生につきましては、120名中男子47名、女子73名。だからパーセントで行きますと、40%と60%ぐらいの割合で、女子のほうが多いという状況になっております。

【吉崎教育長職務代理者】

理由は何ですか。男子のほうの中高一貫が多いからですか、近辺。

【濱野指導課担当課長】

志願者は、ほとんど半々となっておりますので、上位120名としたときに。

【吉崎教育長職務代理者】

女子のほうが圧倒的で。川崎の中学校の学力はそうでしたかね。よくわからないんだけど。あらわれていますか、こういうことは。

【濱野指導課担当課長】

小学校の段階だと、体もそうですし、女子のほうが発達段階が増しているということもあるかと思えます。

【吉崎教育長職務代理者】

一般には、余り抜け道は言いにくいですけど、発達段階って女子のほうが多いですよ。男子にはハンディはないんですか。4・6という割合ですけど。それはどうにもできない。

【濱野指導課担当課長】

検討した時期もあったんですけども、一応上位からということで、もしそれで、例えば男女半々にした場合、例えば今年のもので言うと、受かるはずだった女子を10人落として、今回落っこちていた男子を10人受からせるということになるので、また、それはそれで別の意味の問題も発生するのかなというところが。

【吉崎教育長職務代理者】

なかなか難しいでしょうからね。そういう実態だということですね。大体4割が男子で、6割が女子と。

【高橋委員】

学校全体で言うと、もうちょっと、薄まるんですか。年によって、小学校とかも、年によって、小学校は自然発生ですけど、年によってすごく差があるので、今、年によって差があると考えたら、学校全体としたら、もうちょっと、5対5ぐらいに近づくのか、学校全体にしちゃっても。

【濱野指導課担当課長】

普通科のほうは、ほぼ。ただ、中学校のほうは、3クラスは、この3年間ずっと同じような4対6の割合で行っております。

【吉崎教育長職務代理者】

高校で外からとりますね。

【濱野指導課担当課長】

高校は、1クラス外からとるものが半々ぐらいの形になるので、ただ、3クラスに対して1クラスなので、余り薄まるという感じではない。これで、今、高校2年生までが附属中から上がってきた子たちが3クラスいますので。全体として、ちょっと女子が多い傾向になります。

【渡邊教育長】

50・50でなければいけないということではないんでしょうけど。これから後、6年間を経験した卒業生がいずれ出ますよね。そういった時点で、トータルに見たときに、学校生活が、中学校、高等学校、それぞれどうだったのかというところで、男女の比率に影響されるところがあるのか、ないのか。そのあたりも少し、検証する機会が来るのかなというふうに思いますので、今、吉崎委員が言われたようなことは課題として大事にさせていただいたらよろしいかと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

あともう1点、いいですか。ここを受験する理由の主なものはどんな理由を言っていますか。本人、保護者、受験理由。

【濱野指導課担当課長】

やはり附属中学校、高校のほうで挙げている理念にのっとり、その教育を受けたいという形になっておりますので、国際教育やICT活用ということ。あと、中高一貫の継続的な学習ということで。

【吉崎教育長職務代理者】

高校受験がないので、そのまま行けると。それは大きいでしょうね。そうですか。結構です。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

ちょっと、二つお聞かせ願いたいんですけども。2ページの4の検査方法があつて、6の合否決定がありますよね。作文を含む適性検査及び面接による検査を行うというふうになっていて、合否決定は、これプラス調査書による総合的な選考なんですよ。ということは、合否決定のときに、また調査書が絡んできて、最終的な決定をすると、2段階になっているということですか、これ。

【濱野指導課担当課長】

適性検査が2種類ありまして、その中に作文が入った適性検査が2種類、面接、それと調査書ということで、比率でいきますと、適性検査が7、面接が2、調査書が1、その割合で計算したものを総合的に点数にしたものを、上位120名を合格とするというふうになっています。

【小原委員】

ということは、ほぼ適性検査と面接でということですよ。調査書は比率として1ぐらいの感覚だということなんですよ。わかりました。

それと、もう一つ、人数の120名なんですけど、これは高校のときも、私は必ず言うんですけど、あと1クラス分ふやして、高校をなくすということ、高校の入学をなくすということは考えないんですか。

【濱野指導課担当課長】

先ほどのものと相反する考えになってしまうと思うんですけど。そこで120、もともと1クラスとるとというのが、伸びてきた高校受験生の子も入れて刺激を与えるというコンセプトで、3クラスは下から、1クラスは外からというものになっていますので、もう少し検討させていただいて、様子を見ながらというふうに。

【小原委員】

こう言ったらあれなんですけど、刺激を与えるという表現自体が、後から入ってくる、高校から入ってくる子たちを、ちょっと、何と言うのかな、利用しているというか、そういう感覚になってしまうかなと、その表現であると。中学から上がってきた子たちに刺激を与えるために、高校から1クラス分入れるというその感覚は、ちょっと、あれっというふうになってしまうかもしれないので。じゃあ、今、中学校の中の子たちもそうですけど、その子たちは、学校の状況が、刺激が必要な環境なのかという感じにも聞き取れてしまうから。また何か、1クラス分入れるということに関して、もうちょっと、違う理由でつくっていただけるといいかなとは思いますが。

【渡邊教育長】

内部の問題よりは、やはり中学生の進学先をいかに確保するかという視点もあるかと思いますので。川崎南部において中学生が進学する。いろいろあるんでしょうけれども、その中の一つとして、川崎高校を、枠をつくっておくということは、これまでも大事にしてきたところじゃないかなと思いますので。中の話よりは、中学生がどうこれから高校選択をするかという視点で捉えたほうがいい課題かなと思います。

【小原委員】

わかりました。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

どっちがいいというわけじゃないんだけど、神奈川県は二つ、相模と平塚に中等学校を持っていますね、中高一貫。私も、神奈川県教育委員会に言われまして、評価に行ったんです、校長先生と。相模のほうが解体されて、相模原中等学校になったんですね。実によかったんですよ。ほかのいろんな進学校も見たんですが、評価したんですが、私。あそこが一番よかったんです。何がよかったかという、ほかの市立の中高一貫は5年でカリキュラムを終わるんです。中高、実は6年のうちの5年で終わってしまうんですが、教科書をね。受験に備えるんですが、普通の私立はね、神奈川県の。有名な私立はたくさんあるでしょう。あそこは、5年終わった後に、探求学習に入るんです、6年目は。特に横浜国大とか幾つかの大学とタイアップしてましてそれで研究しに行ったりして、論文を書くんですよ。英語で論文を書くんです、卒論を。もうすごいですよ。私はびっくりして、大学生も書けないのにね。やるんですね。それは探求学習に入って、今まで学んだ中学、高校の学習を全部そこに生かすようなカリキュラムなんですね。あと、すごく、それを発表のときに、いろんな大学の方が大学生と交流する。実にいいカリキュラムなんですね。その後、成果が僕は評価はわかっていないんですけど、相模の中等校。一貫校すらできるんですよ。5年で終わったら後、エクストラで、受験ではなくて、これからの新しい時代にタイアップするような、大学とつながるような進学ね、やっていくためのものを勉強するということができるんですね。

だからここ、1クラス入れますよね。この川崎の高等学校はね。そうすると、一貫カリキュラム全部とれないですよ、分けるわけにいかないの。だから、これ、どちらがいいとも言わないんだけど、将来どういうふうに行ったほうが、川崎としての一つのモデルになるのかなということ常々ちょっと考えていたんですけども。そういう検討会というものがありますか、委員会の中に。今後どうしたらいいんだろうかという。

【濱野指導課担当課長】

今その検討会ということはちょっとないんですけども、もともと附属中をつくったときに、いわゆる私立であるみたいに5年間で終わらせて、残りの1年を受験というパターンではなくて、深い学びを続けていき、外から入ってくる子もいますので、カリキュラム自体は一般の中学校と同じカリキュラムなんですけど、その中で深い学びをやっていく。今言った探求的な学習も、日ごろから組み込むようにしておりますので、例えば附属中の3年生は、京都の修学旅行で京大の大学生とコラボをするような形になっていきますし、修学旅行でも海外に行き、そこでスピーチして、自分の論文というほどでもないんですけども、やりとりをするというような形で、終わってからやるというのではなくて。

【吉崎教育長職務代理者】

5年が終わってからではなくて。

【濱野指導課担当課長】

ではなくて、並行してやっていくという計画を立てております。

【吉崎教育長職務代理者】

なるほどね。それならうまくいくと思います。

ただ、相模のいいのは、まさに卒論をやっているんですね。すごいんですよ、レベルが。だから、私はびっくりして、これはすごいなと思ったわけなんですけども。日ごろからそういう探求学習をちゃんとやっているということですね。その点は安心しました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんはどうですか。

高橋委員。

【高橋委員】

私、実は子どもが中高一貫に行っているのもあるんですが、中学校の3年のときに、受験がある、ないで、中学校3年の後半部分の使い方が大分変わるのかなと、親として思っていて。やはり受験があると、中学校3年になったときに、常に受験の影がありつつの何かをするところを、それは、とりあえず受験がないから、例えば部活とかいろんな活動とか、受験ではない部分の、さっき言った、深い学びみたいなものをやれると。中学生の、小学生と違った、一段階上の知識とか、やりとりをもって、そこで深い学びができる半年ぐらいを確保できるというのは、すごく大きいのかなというふうに思っていて。やっぱり高校3年生になったら、大学に行きたい、今、大学ということがやっぱりあるので、なかなかそこで深い学びをしていくということが、現実としては難しいというところで、中学校3年のそのところを、きっとすごく活用するようなプログラムをされているんだと思いますし、そういうところを考えていただくと、6年間を通してのいい部分ができるのかなと。そうすると、途中から入った子たちはどうなのとなっちゃうんですけど、そこが難しいところだなと思っています。

多分中高一貫の学校も、本当かどうか知らないんですけど、すごく本当に偏差値が高い、難しい学校って、中学のときは、さっき吉崎先生が言われたような深い学びというか、余り受験とかを意識しないような学びをされていて、高校になって、大学受験が近づくと、そっちにちょっとスイッチが入るといようなことを聞いたりもしているので。時期はあれなんですけど、6年というスパンでできることというのは、やっぱりあるかなと思うので、そのあたりを、いろんな公立とか私立とか、いろんな学校さんがあるので、そういうところも比べていただいて、いいところをどんどん取り入れていくようなふうにやっていただければいいかなというふうに思います。

【濱野指導課担当課長】

附属中は、中3の3月の時期に修学旅行に出ています、さっき言った大学とコラボできるように、そこまでにいろいろな学習を積んで、ほかの中学生が受験のときに修学旅行へ行って、その成果を出すというような形をとっております。

【高橋委員】

すごくいいと思います。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

私も、附属中ができるときに校長会におりましたので、先ほど教育長もおっしゃったとおり、高校から1クラス入れるということについては、やはり南部の子どもの普通科の進学先がなくなるということが一番大きな理由だったんじゃないかなというふうに認識しております。ですから、これがいいか、悪いかということについてはある程度検証しながら、そしてやっぱり市立高校の定員の普通科の進学先という大きな枠で考えないと、内部の問題よりも、川崎市の南部の生徒が普通科に進学するときに、どういうふうな受け入れ先があるのかということ、大きな課題だったように記憶しておりますので、そのことを踏まえて、今度どうしていくかということを考えていただけたらなというふうに思いました。

以上です。

【渡邊教育長】

では、そろそろよろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、改めまして、ただいまの議案第11号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

【濱野指導課担当課長】

どうもありがとうございました。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

【渡邊教育長】

特に、休憩挟まなくて大丈夫ですか。

【各委員】

<了承>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

報告事項 No. 4 平成29年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

【渡邊教育長】

続きまして、「報告事項No. 4 平成29年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」でございます。説明を庶務課長をお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは、「報告事項No.4 平成29年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告」につきまして御説明申し上げます。

平成29年度川崎市一般会計補正予算におきまして計上いたしました繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、来月4日から始まります平成30年第2回市議会定例会に御報告をするものでございます。

それではお手元にお配りいたしました、「平成29年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額について」をごらんください。教育費の翌年度繰越額は61億6,818万9,800円で、財源の内訳は国庫支出金12億6,656万9,000円、地方債45億円、一般財源4億162万800円でございます。

繰越の内容でございますが、まず社会教育費につきましては、1,350万円を繰り越すもので、全額が一般財源でございます。

繰越の理由といたしましては、生涯学習プラザエレベータの故障に対する緊急補修を行うもので、完了が平成30年4月以降となるためでございます。

次に教育施設整備費につきましては、61億5,468万9,800円を繰り越すもので、財源の内訳は、国庫支出金12億6,656万9,000円、地方債45億円、一般財源3億8,812万800円でございます。

繰越の理由といたしましては、校舎等増築費用及び学校施設長期保全計画推進事業において国庫補助金の認承増があり、平成29年度に補正予算を計上いたしましたが、実施は平成30年4月以降となるためなどでございます。

報告事項No.4の説明につきましては以上でございます。

よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

以上のおり説明いただきました。

御質問などございますでしょうか。

【小原委員】

よろしいでしょうか。

【渡邊教育長】

小原委員どうぞ。

【小原委員】

すみません、社会教育費、繰越の内容の社会教育費で生涯学習プラザエレベータの故障に対する緊急補修を行うためというふうになっているんですけど、細かい内容ってわかりますか。

【森庶務課長】

時期とかではなく。

【小原委員】

故障の内容です。

【大島庶務課経理係長】

故障した部品を交換するってことはお聞きしているんですが、その中で電気基盤の交換も行ったことは伺っております。

【小原委員】

それでこの金額ということですか。

【大島庶務課経理係長】

そうですね。

【小原委員】

そうですか。エレベータ1基。

【大島庶務課経理係長】

1基ですね。

【渡邊教育長】

何か相当古いもので、改めて全部つくらなければいけないお話は聞いておりませんでしたっけ。

【大島庶務課経理係長】

基本的にはあと、本格的にオーバーホールも行うということで。

【高橋委員】

ちょっとした故障じゃない。

【大島庶務課経理係長】

ではなく、完全にとまってしまって、部品の製造だけでも数カ月を要するようなレベルのものもあり、さらにそれだけではなくて、本来であればですね、長寿命化工事ということで、市全体の中でも幾つか、施設の中でも特に大物については、施設数までは覚えていないんですけども、そういった形で保全をしていこうって形で計画をしているものの中に位置づけてはいたんですが、急遽ですね、とまってしまうという事態が起こってしまったために、オーバーホールをする形で10年近くはもたせようというような形で整備をしたものになっておりまして。

【小原委員】

そういうことですね。

【大島庶務課経理係長】

はい。ですので、すみません。説明が悪くて申し訳なかったところなんですけれども、基盤の交換だけではなくて、かなりしっかりとしたオーバーホールを行って、しっかりと、今後何年かはしっかりとつような形で整備を行ってということで、行っていただいたということはお聞きしております。

【小原委員】

オーバーホールというよりは、ほぼ新しくなるような感じですね。

緊急補修っていう書き方をしているので、緊急補修でこの金額っていうのはとてつもない話になってしまうので、ちょっとそこが気になったので、多分補修をするっていう感覚は全然、この金額とは見合わない話になってくるので、これはちょっと書き方がもうちょっと違う書き方をしないと、ちょっとびっくりします。すみません、もし次回何かあったときに、ちょっと記憶しておいてくれれば良いと思います。

【森庶務課長】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.4ですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

報告事項 No. 5 学校閉庁日の試行実施について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 学校閉庁日の試行実施について」でございます。説明を教職員企画課担当課長にお願いいたします。

【佐藤教職員企画課担当課長】

教職員企画課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、「学校閉庁日の試行実施について」、御説明させていただきます。お手元、報告事項No.5の資料1ページをごらんください。

はじめに、1の「国・中央教育審議会の動向について」でございますが、平成29年6月22

日に文部科学大臣から中央教育審議会へ、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問を行い、同年12月22日に中央教育審議会が議論をまとめた「中間まとめ」を公表いたしました。

この「中間まとめ」を踏まえまして、同年12月26日に文部科学省が実施する取組を「緊急対策」としてまとめ、平成30年2月9日に同省から各教育委員会が取り組むべき方策等をまとめた通知が発出されたものでございます。

なお、この諮問及び中間まとめ等につきましては、学校閉庁日にかかわる部分の抜粋を3ページに添付してございますので、後ほど御参照ください。

続きまして、2の「本市の学校閉庁日の概要について」でございます。(1)の「目的」は、教職員の心身の健康保持、増進を図るとともに、教職員が限られた時間の中で最大限の効果を上げられるよう、勤務時間に対する意識向上に向けた取組の一つとして学校閉庁日を設け、平成30年度は試行実施するものでございます。

続きまして(2)の「実施内容」でございますが、学校閉庁日には、学校に教職員が不在となることから、来客や電話等の対応は行わないとするものですが、それにかかわる対応につきましては、(6)「学校閉庁日の実施に伴う主な対応」で御説明いたします。

続きまして、(3)の「実施日」でございますが、長期休業期間において、土曜日及び日曜日と合わせて連続した休日を確保し、教職員が一斉に休暇等の取得ができるよう設定し、平成30年度につきましては、8月13日月曜日、14日火曜日、15日水曜日の3日間とするものでございます。

続きまして、(4)の「対象校」でございますが、小学校、中学校、特別支援学校を対象としているものでございます。

資料1枚おめくりいただきまして、資料2ページをごらんください。

(5)の「教職員の服務」でございますが、学校閉庁日は「勤務を要する日」において実施するため、年次休暇や夏季休暇の取得などによるものとします。

続きまして(6)の「学校閉庁日の実施に伴う主な対応」でございますが、4点ほど掲げさせていただきます。

はじめに、アとして「緊急時の連絡体制」につきましては、その連絡先を各区・教育担当及び指導課とするものでございます。

イといたしまして、市外等からの転入者に対しましては、各区役所区民課から学校閉庁日以外の日に学校で手続を行っていただくよう案内するものでございます。

ウといたしまして、部活については、原則として行わないものとしています。

エといたしまして、わくわくプラザや学校施設開放等の事業につきましては、事前の調整により、事業の運営に影響を与えないようにするものでございます。

続きまして、3の「周知方法について」でございますが、本市ホームページや教育だよりなどの広報紙をはじめ、教育委員会事務局から学校を通じて保護者や近隣住民、業者等に通知等を行い、周知いたします。

最後に、4の「今後の取組について」でございますが、平成30年度の夏季休業期間中における学校閉庁日の実施についての効果や課題の検証を行いながら、今後の取組について検討してまいります。また、高等学校への導入につきましても、検証結果を踏まえ、検討していくものでござ

ざいます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。

何か御質問などございましたら、お願いいたします。

【高橋委員】

すみません。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

そもそもなんですけど、今までは学校の先生が一斉にお休みをする日っていうのが夏休みはなかったということなんでしょうか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

夏休みは基本的には夏季休業期間ということで、子どもさんたちはお休みになりますけれども、先生方も土日は当然週休日ということでお休みですけれども、それ以外は勤務を要する日ということで出勤日になります。ですから、必ず出勤日ですので、どなたか当番で交代といたしますか、学校によってもやり方いろいろあるかと思えますけれども、その方は勤務されている状態であるということでございます。

【高橋委員】

学校はカレンダーどおりに誰かしらがいて、開いている状態だったってことですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

そうですね。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

閉庁日の実施に伴う対応のところ、緊急時の連絡体制っていうのがあるんですけれども、保護者等からの緊急連絡先は各区教育担当及び指導課とするということなんですけれども、これは

あれですか、保護者にこれを周知をするということですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

今のところですけども、周知の方法についてというところでも記載をさせていただいておりますけれども、まずはホームページであったり教育だより、そういった広報紙での周知とあわせて、教育委員会事務局のほうから各学校を通じて保護者の方々に直接文書をお送りするような形で周知を考えてございます。

【小原委員】

わかりました。それで、教育委員会のほうで考えている緊急時の連絡っていうのはどんなものを想定していますか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

例えば、児童生徒さんがお休み中にけがをされたとか、そういった場合を考えております。

【小原委員】

ですよ。いや、学校に結構いろんな、今、けがをしたとか何々があったとかっていうようなお話だったり、それ以外の電話が結構かかってくるんですけども、緊急時っていうのがどういふものが当てはまるかというものをきちんと書いておかないと、何でもかんでも電話が来る可能性がありますから、そこはやはりこういう状態だった場合は、電話連絡をくださいとかっていうふうにしないと、極端な話で言えば、忘れ物一つでも電話がかかる可能性がありますので、その辺はあらかじめどういう状況か、どういうのを緊急時っていうのをお伝えしておいたほうがいいかもしれません。

【佐藤教職員企画課担当課長】

ありがとうございます。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

私も一歩前進だと思うんですが、なぜ16日はお休みにしないんですか。お盆だったら16日まで、私ちょっと正確じゃないかもしれないけど、13から16までお盆じゃないですか。お盆の日って。

【高橋委員】

お盆、15までです。

【吉崎教育長職務代理者】

15でしたか、16じゃなかった。

【高橋委員】

お盆は15までですが、もう1日あるとうれしいとは思いますが。

【吉崎教育長職務代理者】

そうか。感覚として16とってたんだけど。

【高橋委員】

送り火をしてから、実際に。

【吉崎教育長職務代理者】

15でいいんだっけか。13から15でいいですか。

何か我々だと16もお休みなのです。そうですか。

3日ってお盆のところね、とってくれたのはこれだけ、5日休めるんですかね。土、日入れて。

【佐藤教職員企画課担当課長】

土日入れて5連休になるように平成30年度については設定をさせていただいております。他都市でもこの形がかなり多いというふうに見受けられております。

今回それで、試行的にさせていただいて、こちら、期間の長いところでは横浜市のような2週間のスパンの中で学校に選択していただくという方法があったり、京都市の2週間まるまるというところもございますし、逆に2日間しかやっていないというところもありますし、今回の検証をした上で来年度以降どうするかということも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

隣の横浜市さんが2週間設定して学校で何日が取れるっていうことなんですか、お隣は。

【佐藤教職員企画課担当課長】

学校の任意で1日でもいいですし、ゼロでもいいですし、2週間まるまるでもいいですというような。

【吉崎教育長職務代理者】

それは学校に任せる。

【佐藤教職員企画課担当課長】

学校に任せております。

【吉崎教育長職務代理者】

そんな柔軟なの。学校に任せて、横浜は混乱しないんですか。人のことだけど。

【佐藤教職員企画課担当課長】

混乱したというお話は今のところはまだ聞いておりません。

【吉崎教育長職務代理者】

学校で決めていいっていう形にしているんですか。

でもやっぱり、統一していたほうがいいような気はしますけどね。対応するときにも、こういうふうに本市みたいに13、14、15は休みですと。学校は閉じてますっていうこと言ったほうがわかりやすい感じはしますね。

【佐藤教職員企画課担当課長】

私どももやはり統一的に日にちを設定することによって、緊急連絡先という部分でも周知もできますし、こちらのやり易さというところも少しあると思いますけれども、日にちを決めて実施をさせていただいて検証させていただきたいと思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

この検証によっては、もうちょっと長くしてもいいということ、今後は。

【佐藤教職員企画課担当課長】

それも一つの考え方でございますので、学校の先生方の御意見などをお聞きしながら、日にちの、来年に向けて延長、延長といいますか、日にちを少し伸ばすだとか、あとは例えば冬休みの部分にも少しもっていったりとか、そういった部分の拡大も含めて検討していきたいと考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

希望から言ったら、やっぱり1週間とらしていただけるとちょっと旅行に出られるっていうかね。11だと17までかな。そうするとちょうど1週間ですよね。あと2日とると。1週間だと多分、大分こう、ちょっとしたところ行けるような気になるんだな。

【渡邊教育長】

学校がそこで何か会議などを設定していなければ。

【吉崎教育長職務代理者】

取ってもいいってことかな。

【渡邊教育長】

任意に夏季休暇か連休をとって、お休みをされればいいわけであってですね、あらかじめこの日が休みでなければ、この日以外はとれませんよっていう話ではないので、あとの2日はそれぞれがお休みをとられれば済む話じゃないかなと思うんですけどね。

当番で出られる方はもちろんいらっしゃるかもしれないけれども、恐らく学校もこのあたりは入れないでしょうからね。

【吉崎教育長職務代理者】

何かそういう方向になると、教員も魅力的になりますよね。印象によって切り捨てますので、教職に対する長期勤務っていうことと、今まで何かちょっと余裕があったのが全く余裕がなくなっちゃったっていうね、教員の生活が。非常にやっぱりその辺を、教職として魅力、仕事としての魅力っていうものを、非常に気にしていますので。この成果をぜひ次の。ちょっと長くしていただくといいかなと私は思っていますので。教育長がおっしゃるそこは柔軟でいいというようなのはまた、あったほうが良いと思いますけどね。

まあ、見せてもらいます。この成果をね。

【前田委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

周知の方法についてなんですけれども、少しできるかどうかわかりませんが、学校に閉庁日に電話したときに、電話対応で各区の教育担当及び指導課、この番号に電話してくださいって案内が出るようにシステマ的にできればとてもいいのかなと、保護者の立場からいうと。将来的にですね。お金もかかることですかね、電話にそういう機能が。また、うちの電話なんかもそうですが、電話がかかってきて不在の場合にはまた後でお電話くださいと、音声が出るようにできてますので、学校の電話もそういうことが将来的にできるようになると、ここで周知しなくても、学校にこの期間電話すれば電話がそのように答えると。ここへ電話してくださいと、そういうようなことができるといいなと、一つ思いました。

それから確認ですけど、部活動については「原則として」と書いてあるのは、恐らく、私も部活はこの日やりましたから、7月末が県大会、8月初旬が関東大会、中旬が全国なので、原則っていう意味は、関東とか全国へ出場する学校の練習を想定して原則となっているという理解でよろしいんでしょうか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

委員のおっしゃられたとおり、全国大会といえますか、かなり上の大会がちょうどこの時期に設定がされることが多いということを聞いておりますので、そこで部活動をするな、練習するな

というのはなかなか子どもたちにも御理解いただけないと思いますので、そういった場合には校長先生の御判断で部活をすることには可能という形を考えております。

【渡邊教育長】

先ほどの留守番電話の話については、また今後、留守番電話をどう導入していくかという話の中で、また大事な点として決めていきたいというふうに思います。

それでは、ただいまの報告事項No.5でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは報告事項No.5は承認といたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第12号 川崎市立学校の部活動に係る方針の策定について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第12号 川崎市立学校の部活動に係る方針の策定について」でございます。説明を健康教育課担当課長にお願いいたします。

【辻健康教育課担当課長】

では、よろしくお願ひいたします。

それでは、「議案第12号 川崎市立学校の部活動に係る方針の策定について」、御説明させていただきます。

それでは、資料の表紙と目次をおめくりいただき、左側の1ページをごらんいただきたいと思います。

はじめに、「1 川崎市立学校の部活動に係る方針策定の趣旨」でございますが、(1)背景としまして、学校教育の一環として行っている部活動は、異年齢の交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒同士が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義の高いものでありますが、○の2つ目としまして、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要でございます。

そこで○の3つ目に示したように、本市では平成28年度に部活動の適正な運営に向けて、教員、保護者、有識者等で構成する「川崎市立中学校部活動検討専門会議」を設置し、部活動の現状について検討を行ってまいりました。

本市の部活動に関する生徒のアンケート結果によりますと、90.5%の生徒が部活動に加入

しており、そのうち76%の生徒が「楽しい」「どちらかと言えば楽しい」と回答しております。

一方で、「部活動で困っていること、心配なこと」としまして、50.2%の生徒が「勉強との両立」、38.6%の生徒が「もっと休日がほしい」と回答していることから、生徒の健康や安全面とともに、多様な活動や学習を保証し、健全な成長を促す観点から適切な休養日の設定の必要性が求められております。

2ページをごらんください。その検討結果を踏まえ、平成29年5月に、各学校宛に、「バランスのとれた部活動の運営に向けて」を通知し、次の四角囲みの中の内容を周知してまいりました。

なお、平成28年度に本市で実施した勤務実態調査の結果、速報では88.3%の教職員が、部活動は「学校教育に大きな役割を果たしている」と考えている一方で、部活動指導が長時間勤務の要因の一つに挙げられるなど、その適切な実施が求められているところでございます。

次に(2)本方針の方向性でございますが、本市がこれまで取り組んできた内容を十分に留意し、平成30年3月にスポーツ庁が作成した、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、平成30年4月に神奈川県教育委員会が策定した、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を参考にしながら策定するものでございます。

○の2つ目としまして、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象としておりますが、高等学校段階につきましても、本方針を原則として適用するものでございます。高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を留意して、各学校において扱うものでございます。

○の3つ目としまして、各学校においては、本方針を踏まえ、指導の在り方や運営方法等を再検討し、適宜改善するものでございます。

○の4つ目としまして、運動部活動、文化部活動ともに適用するものでございます。

○の5つ目としまして、生徒の健全な成長の確保に加え、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、適用するものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。次に、「2 適切な運営のための体制の整備」でございますが、(1)部活動の組織と運営といたしましては、校長が中心となり、部活動の運営の現状や課題を話し合う場として、顧問会、部長会、保護者会の代表者、外部指導者、部活動指導員の参加ができる、部活動運営委員会を運営してまいります。

(3)学校部活動活動方針の策定としまして、教育委員会の方針をもとに、学校ごとに毎年度「学校部活動活動方針」を策定し、その方針に基づく部活動活動計画等について、各家庭に周知してまいります。

4ページをごらんください。(4)指導・運営に係る体制の構築としましては、点線の四角囲みの中、※印の2に示しておりますが、部活動の技術指導や大会等への引率などを行うことができる部活動指導員をことしの6月から中学校3校に導入してまいります。

次に「3 合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進」でございますが、(1)適切な指導の実施としまして、○の1つ目として、生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底を図ること、○の2つ目として、科学的な見地から休養を適切にとること、○の3つ目として、科学的トレーニングの積極的な導入等による指導の工夫を図ること、5ページをごらんいただきまして、○の4つ目として、関係協議団体による指導手引書を活用すること。○の5つ目として、生徒の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導すること、○の6つ目として、文化部活

動も同様に適用することとし、この内容を推進してまいります。

また、(2) 体罰のない部活動指導としまして、体罰は学校教育法において禁止されており、いかなる場合にも身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒は体罰であり、行ってはいけないことを徹底してまいります。

次の四角囲みの中には、「川崎市子どもの権利に関する条例」の該当条文を、6 ページには本市が平成 25 年にまとめました、「一人ひとりの子どもを大切に作る学校を目指して V～体罰根絶に向けて～」の該当部分の内容を掲載しております。

1 枚おめくりいただき、7 ページをごらんください。「4 バランスのとれた部活動の運営」でございますが、これまでの本市の取組に加え、部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、四角囲みの中に基準を示しております。

① 課業期間中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とすること。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に振替日を生徒・家庭に周知すること。

② 長期休業期間中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

③ 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、学校行事、種目・活動等の特性、地域行事等を考慮しつつ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

④ 学校として、または部活動ごとに、週の休業日以外のノ一部活動デーを月予定の中に設定すること。

⑤ 早朝練習（朝練習）を実施する場合、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にし、計画的に行うこと。でございます。

次に、7 ページから 8 ページにかけまして、「5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備」でございますが、(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合の複数校による合同部活動等の実施を検討してまいります。

また、(2) 地域との連携等としまして、地域や保護者の理解・協力のもとに本方針の取組を進めてまいります。

次に、「6 学校単位で参加する大会等の見直し」でございますが、部活動の教育的意義や生徒・家庭・顧問の負担が過度にならないよう考慮し、参加する大会等を精査してまいります。

次に、「7 取組の推進」でございますが、本方針に示す各学校の取組状況を把握し、必要に応じて学校に指導・助言を行ってまいります。

9 ページから 12 ページの内容につきましては、学校が作成する学校部活動活動方針、部活動年間活動計画、部活動月間活動計画の例を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

最後に、今後の予定でございますが、本方針内容につきましては、校長会、中学校体育連盟等、部活動関係団体への周知徹底を図り、平成 30 年 6 月から運用してまいります。各々学校での取組につきましては、準備期間が必要となりますので、可能な限り速やかに進めてまいります。

また、年間を通した取組につきましては、平成 31 年度より実施となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおりの説明でございます。

御質問などございましたらお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

4 ページですけどね、四角の中の部活動指導員っていう方は非常勤で嘱託するんですね、3校って言ってましたね。

【辻健康教育課担当課長】

本年度が試行ということで、3校に配置する予定でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

どういう方ですか。名前じゃなくて、どういう職種の方を、どういう学校に、どんなクラブに置くんですか。

【辻健康教育課担当課長】

基本的には、今回部活動指導員につきましては、3つのケースということで考えておりまして、以前ちょっと、こういった場でも御説明させていただきましたけれども、1つのケースにつきましては、対象の部活動を、本来ですと教員が行っている顧問と同じような形で、代理として顧問を担うケース、2つ目としましては、複数の部活動を、専門的な指導もそうなんですけれども、例えば教職員がなかなか部活動指導にあたれないような状況のときに複数の部活動について、特に安全面を中心とした立ち位置での指導をするケース、そして3つ目のケースとしましては、地域のスポーツクラブ等で指導されているような方なんですけれども、専門的な技術や知識を持たれた方が指導にあたるケースでございます。

そして、今回、公募いたしまして、今、これから選定に入るわけなんですけれども、まず1と2、単独顧問であったり、または複数の顧問ができるケースにつきましては、教員経験者であったりとか、または川崎市の外部指導者の経験がある方をお願いする予定でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

3つ目のケースは、専門の、今までやってきた方によってなんですか。

【辻健康教育課担当課長】

3つ目のケースにつきましては、専門的な知識や指導力のある方、または指導者としての資格を有する方という形で考えているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

これはあれですか、待遇とか時間はどのぐらいになる。

【辻健康教育課担当課長】

時間については、1日3時間、週5日間、15時間ということでございますが、多少時間につきましては、例えば土曜日に一度に行つて、4時間程度行つた場合には、他の日はちょっと削るというような形で、ある程度振替ができるということです。

【吉崎教育長職務代理者】

週5日、週15時間ぐらいで考えていると。

【辻健康教育課担当課長】

月額にしますと、10万4,000円というところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると月あたりが大体2万5,000円。

【辻健康教育課担当課長】

10万4,000円という形です。

【吉崎教育長職務代理者】

10万4,000円だよ。週、2万5,000円ぐらいでしょう。

ということは今15時間でしょ。ということは1時間2,000円にはならないよね。

【辻健康教育課担当課長】

1時間は1,600円。

【吉崎教育長職務代理者】

1,600円ぐらいね。ということはそれはあれですか、普通の非常勤の方よりはちょっと安いのかな。普通の授業に入っている人よりは。

【辻健康教育課担当課長】

この金額は国の定めている金額をつけてございます。

【吉崎教育長職務代理者】

私は何とも言えないんだけど、そのぐらいに15時間見て10万円っていうのは高いのか安いのかよくわからないんだけど、国が定めている基準に大体あたるっていうことですね。

今後は増やしていく、様子を見てっていうことになりますか。

【辻健康教育課担当課長】

今年につきましては、その効果等について検証してまいります、今後についてはできるだけ拡大をするような形で考えていくところです。

【吉崎教育長職務代理者】

10万ちょっとだと年間120万ってことですか。

ありがとうございます。ちょっとまた考えさせていただきたい。

【渡邊教育長】

中村委員。

【中村委員】

今、今後については検証してっていうお話だったのですけれども、8ページに取組の推進について教育委員会で把握して指導していくっていうお話だったと思うんですが、どのように把握していかれる予定ですか。

【辻健康教育課担当課長】

この取組の状況につきましては、まず今年につきましては、年度途中の実施ということになりますので、まず各学校で作成をしていただく、学校部活動活動方針については全て提出をしていただくような形になっています。

【中村委員】

いつまでに、方針は。

【辻健康教育課担当課長】

こちらはですね、年度途中のことですので準備期間を含めて夏休み前くらいまでには方針については作成を行わせていただきます。その後の、実際にこの実施につきましては、今後具体的な確認方法については校長会等で順次進めさせていただきたいと思っておりますけれども、いわゆるどんなタイミングであるとか、また方向については協議しながら、いずれにしてもその状況については確認をしていきたいなというふうに考えてございます。

【中村委員】

あと、この運営協議会というのが、なかなか斬新というか、いいと思うのですけれども、これについても確認していきますか。

【辻健康教育課担当課長】

部活動運営委員会ですね。

【中村委員】

運営委員会ですね。

【辻健康教育課担当課長】

そもそもですね、この顧問会であるとか、部長会、保護者会っていうものは既に学校のほうでは設置されているところがございますけれども、やっぱりこの3つの会が、例えばこの代表者が1つのテーブルについて話し合う機会というのはなかなかまだ整備されていないということでございますので、できるだけこの教員のほうの顧問会、生徒の部長会、そして保護者会というものが、連携した形の場を設定し、部活動の現状等についてが話し合える場と。さらにそこには部活動指導員も顧問もですね、できるだけ入れるような環境を整えまして、部活動をよりよくするための話ができればなと考えているところでございます。

【高橋委員】

すみません。

【渡邊教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

2つありまして、1ページの下のほうに、生徒に実施したアンケートで、困っていることで、「勉強との両立」と「もっと休日が欲しい」というふうに、そういう回答しているお子さんがあるということなんですけど、実際に子どもたちってどういう感じなのかなと思って。子どもも、部活命みたいなのもあれば、そこまでじゃないんだけど皆も入っているよねっていう子もいたり、あと親御さんも、親御さんの中でも部活動命みたいなの親御さんもいたり、そこまではっていう親御さんもいたりするんですけど、その実際の中学校ってどういう、子どもって本当にすごい部活やりたい感じなのか、やっぱりすごいやりたい子は一部なのかとか、そこら辺の温度っていうか、そのあたりってどういう状況なんでしょうか。

【辻健康教育課担当課長】

ちょっと今、どのようにお答えしていいかちょっとあれなんですけれども、やはり、子どもたちの思いについてはですね、やはり今お話があったとおりですね、温度差があるのは現状でございます。

基本的はこちらのほうに示しておるとおり、かなり高い割合で部活動のほうに加入しておりますので、子どもたちにとっては自分の、やはり興味関心の高いものに所属しながら、技術であったりとか、そのものを向上させるために取り組んでいるわけでございますけれども、やはり、子どもたちの思いの中にはですね、そのものを向上されるというものもあれば、友達といっしょに

やることの楽しさを味わうであったりとか、やはり競技に参加するよりも、体力面を高めていくというような思いでやっているものもございますので、やはり部活動命でやっている生徒も中にはいますけども、やはりいろいろなさまざまな楽しみ方を味わいたいという思いで行っている生徒が多くございますので、やはりいろいろな思いで取り組むというのが現状でございます。

【高橋委員】

やっぱり周りの中学生をお持ちの親御さんと話すと、部活をやっている生徒さんの親御さんって、大体、すごい一生懸命やっているから帰ってくると疲れ果てちゃって、なかなか勉強まで手が回らないんだよねっていう声はよく聞くんですよ。子どもは好きでやっていると思うと、親も部活はほどほどにして勉強しなさいっていうのもなんとなく言いづらいというか、子どもがやっても尊重してあげたいし、でも勉強も、本来と言ったら変ですけど、勉強もやるのが本人の、子どものためだろうし、子どもも勉強したいって思ってるのであれば、何ていうか、どこかで子どもってやりたかったら突っ走っちゃうところがあるから、それをコントロールしてあげなければいけない部分もあるのかなと思っていて、そういう意味でこういうふうに1日は必ずお休みしましょうねとかっていうふうに、していただくのはすごくありがたいなと思っています。

ちょっと心配だなって思うのは、さっきも言ったんですが、部活動をすごく一生懸命な親御さんも中にはいて、例えば本当に強い部活動の保護者会の皆さんとか聞くと、お休みを必ずとりますという、そこに対しての何かしらの御意見が来たりするのかなど。特に関東大会とか全国大会とかいっているような、そういう成績の学校さんだと、なかなかこういうのをやるっていつきの、親御さんからの反応が大変だなと思うので、そのあたりを、学校のほうだけでそれに対処するのは、恐らく難しいんじゃないかと思うので、教育委員会としても、そういう学校さんへのサポートというか、対策っていうのも変なんですけど、そういうのも考えていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

【辻健康教育課担当課長】

まさしく今お話があったとおり、この思いで今回のこういうような作成をしていくものでございます。やはり、一つのこういう基準を設けることによって、さまざまな考え方、捉え方をされる方がいらっしゃいますので、当然いろいろな御意見が出てくることも予想されるところでございます。

ただ、この方針につきましては、今後部活動っていうものがですね、これまでもいろいろな意味で教育的な意義も非常に高かったものですし、その成果も上げられているところでございますので、できれば今後ともですね、部活動を持続可能なものにしていきたいと考えております。やはりそのためには、先ほど休養日のこともそうですけれども、やはり子どもたちの健康とか安全であるとか、ゆくゆくは先生方の負担軽減などを図ることによって、それが最終的には余裕を持った形で先生方が子どもたちと接することで、より充実した部活動を展開できるのかなというふうに考えています。

そういう面で、今回は、今後ですね、持続可能な運営体制をしっかりと構築するということが目的として、この方針を作成しているところでございます。

【渡邊教育長】

今、高橋委員は、学校が説明に困ることがないようにしっかりと応援していただきますねっていう、そういうお話ですかね。

【高橋委員】

やっぱり、すごく熱心な親御さんもいて、それがやっぱり、そういうのって小学校とかから習い事とかからもう続いている文化みたい、何て言いますか、ものになっているので、なかなかちょっとそういう親御さんたちに学校がこうやりますっていうのは、かなり難しいことになると思うので、こういうものがあるということはすごくいいことなのかなと思います。

ただ、もちろん部活動のいい面も私も自分が入っていてすごくよかったので、いい面ももちろんいっぱい知っているんで、そのいい面を最大限引き出しつつも、いわゆる弊害みたいなものが最小化できるっていう取組をやっているっていただきたいなということです。

【吉崎教育長職務代理者】

ちょっとよろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

確かにね、平日1日と土日1日では週2回休むっていうことですね。これは私はいいと思うんですが、特に中学校の場合ですね、なかなか言いにくいんですが、部活があって保たれている状況の学校、例えばあまり言えないんだけど、学校教育部長さんが経験しているかもしれないし、学校名は別にして、そういう学校が休みが平日1日とですね、土日1日あった場合に、どういう対応、まあ、やらないわけでしょう。だから、そういう子たちがいる学校ですよ、いろんな学校あるわけで、川崎も特色があるわけですから。そういう子って、何かどういう手をとる必要があるのかなのか、もう一度実態をちょっと聞かせていただくと、学校名を上げていたかなくて結構なんだけど、どうしたらいいのかってないんですか。心配は。

【市川学校教育部長】

声を大にしてはあまり言えないんですけれども。

【吉崎教育長職務代理者】

言えないことですから、小さい声でいいんですが。難しい学校ありますよね。

【市川学校教育部長】

実際には、平日1日休みにしたことによって、はっきり言って近所というか、苦情は増えるでしょうし、土日についても、そういうたまるところに子どもたちがいっぱい集まってくることも十分予想されるんですね。だけど、それをやはり部活動の意義として生徒指導的な意味も

あるんですよとは、あまりちょっと言いづらい面があって、それはこういうところではなかなか言えないんですが、現場のほうでは、やはりそういう声はたくさん聞いています。本当にこれだけ休みをつくってしまって、子どもたちの、リフレッシュする子もたしかにいらっしゃるでしょうけれども、その余った時間をぶらぶらする子もいっぱい出てくるだろうという。

【吉崎教育長職務代理者】

そういうことだよ。なかなか、こういう公式の場、教育委員会の場で言いにくいんだけど、我々やっぱり両方考えていく必要がありますよね。これ、非常にいいと思うんですよ。先生方も2日休めるし、子どもにとっても勉強と両立を図っていくときに、そういう子はいいんだけど。部活しかちょっと放課後いられないとかね、という子はどこに行っちゃうのっていうことにちょっと気になってましてね。こういうことって何か考えとかなないとまずいですよね。起こってからではなくて。どうしたらいいのかなと思って。

【市川学校教育部長】

土日2日間やっているところの課題も、もちろん健康面であるんですけども、土日その子たちを見ているので月曜日はちゃんと早く帰れるんですよ。だけど、土日も離れたときには、もしかしたら土日にトラブルが起こっていて、月曜日はその指導に追われるっていう、むしろ先生たちは逆に忙しくなってしまう。大変な月曜日を毎週迎えるというのも十分あると。本当に今吉崎委員が言われたように、本当は両面でやっぱり見ていかないと、なかなか子どもたちの健康面、教員の働き方っていうだけではなくて、本当に子どもたちのその時間はどこに行くんだろうということも考えなければいけないものなんですね。北部なんかは、やっぱりスイミングクラブとかスポーツクラブとかたくさんあるので、そういうところで子どもたちがスポーツとかができるんですけども、御存じのように、この南部のほうではスイミングクラブは1個もありませんし、子どもたちにじゃあ、どこかで運動しなさいって言っても遊べる公園もないし、いろんな意味でやっぱり、今は見えていないけれども、それが数年続いたときにはそういう課題が多分出てくるんじゃないかなというふうには思います。

【渡邊教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

これは議事録に残るんですか。

【吉崎教育長職務代理者】

残りますよ、もちろん。

【高橋委員】

公開ですか。

【渡邊教育長】

残しますね。

【高橋委員】

そうですね。

じゃあ、吉崎委員が言われたようなことを私も近隣のお母さま方からお聞きしたり、近隣の中学校で、やっぱりちょっと感じてはいるので、先ほど言ったように、部活動の持つよさを生かしてっていうのは実はそこを言いたかったので、子どもたちのあり余るエネルギーを部活以外で発散できる場所を、やっぱり確保してっていうのは、確かにすごく課題だなというふうに思っています。かと言って、でもそういう子たちだけでもないからというところでの、どこにどうフォーカスっていうんではないんですけど。

例えば、平日あいている日に、来ないかな、例えば学校で部活じゃないんだけど、体は使わないんだけど、宿題やる時間とか、例えば、何かわからないことがあったら、先生たちが忙しいのは変わらないかもしれないけど、例えばちょっと授業のわからないところを聞く時間とか、学校から帰らないとか。学校から帰らないっていう、何て言ったらいいんですかね、別の活動を例えば確保できたりするといいなっていうふうに思ったりしてます。土日はちょっと難しいかなと思いますが。

理想を言えば、さっき言った家庭と地域の日みたいに、そういう元気な子が繁華街に行かないで、地域のいろんな活動にあり余るエネルギーを出していただければ、お互いにそういうところの活動に出るって、大人になってから本当はすごく子どもたちに効いてくるっていうか、すごくいい経験で、将来にも生かされるようなことだと思うんですけど、なかなかそういうところを子どもたちに伝えきれていないというところもあるので、部活動以外の機会を、やっぱりこちらで用意、特にいろんなものがないような地域は用意してあげるっていうことも考えなきゃいけないのかなと思います。

【渡邊教育長】

様々な課題がありますけど、一方で教員の負担軽減をどう図ろうかという議論をしていく中で、またその時間を教員にお願いしますというのも、なかなか話が進みにくいところでもありますので、ちょっとその議論はまた改めた場で少ししてみたいと思いますので。

中村委員。

【中村委員】

学校運営方針とか、いじめ防止の方針とかは各学校で、ホームページで公開していると思うのですが、これに関してはどういう形で保護者とか周りの方にお伝えしていく感じになるんですか、学校の取組って。

【辻健康教育課担当課長】

基本的には、こちらのほうの方針等につきまして、保護者、生徒を通してですが、保護者のほうに周知することを、第一に考えているところでございます。したがって、この方針につき

ましては、今年はまだ年度途中の実施ということになりますので、状況によってはですね、保護者会を開くこともあると思いますが、来年度以降につきましては、保護者会等について必ず説明し周知をしていく、または、この活動のほうの計画等についてもですね、生徒を通してフォローしながら周知をしていきたいと思っています。また、後は学校での学校だよりとか、報告書がございますので、そんな中でも周知をしていきたいというふうに考えております。

【中村委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい。

【中村委員】

保護者の方にはこれで周知されると思うのですがけれども、先ほどの地域のいろんな問題があるかもしれないっていうことを考えますと、ホームページ等で、保護者でない方にも周知していく必要もあるのかなと思いますけれど。

【辻健康教育課担当課長】

学校によってホームページに掲載することについては、それを拒むわけではありませんので、学校の状況に応じてホームページに掲載して伝えていただくということも考えてございます。

【渡邊教育長】

前田委員。

【前田委員】

7ページと12ページに、ノ一部活動デーを月予定の中に設定するというので、月1日ですかね、12ページの例を見ると。これも、確かに職員会議の日に当てている日が多いので、これに定めたからといってもそんなに効果はないのかなというふうな気がしています。

ここに、7ページに月予定の中に1日以上とか、日数が書いていないので、1日だと理解すると、12ページなので、その辺の先ほどの議論もあるので、多くするのがいいのかどうか、いろんな意味があると思います。感想ですが。

それからもう一つは、ここの例を見ると、11ページ、12ページは活動計画とか月間の活動計画なんですけれども、こういうものを作成したとしても、実際、例えば月30日、31日間でこの計画どおりやれたかどうかという確認はどのようにされるおつもりなんでしょうか。例えば学校の校長先生が部活動ごとに、例えばこの12ページの右はじのほうに、実際やったかどうかということをお×で書いて、校長先生が確認されるのか、それとも学校の顧問会において確認をさせていただいて、校長先生に報告するのか。その辺について、せっかく計画を立てても、実際このとおりやれてるかどうかという確認をですね、どのような方法でとられるお考えがあるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

【辻健康教育課担当課長】

まず、それは実施状況ということでございますね。実施状況につきましては、基準のところにも示したとおり、部活動等が特に土日等について活動した場合には、その分の休養日を他の日に振替るということになっておりますので、当然この辺は部活で実施状況については確認する必要があるかなというところでございます。

ただ、校長先生お一人が全ての活動の場所で全てをチェックするというのはなかなか難しいのかなと。であれば、やはり運営委員等で、具体的な方法はちょっとこれから検討していかなければいけないかなと思っておりますが、そういう形で検討を、委員長のところでは把握するということが必要であるとは考えておりますが、今、申し訳ございません、ちょっと具体的な方法について今後検討していかなければならないと思います。

【小竹健康教育課係長】

先ほど、これからこの方針をもとに学校との準備期間というお話をさせていただいて、その中で前田委員がおっしゃった部分も取り込んだ中で、しっかり運用の中で詰めていかなければいけないと思いますので、これはあくまで一つの例示としてお示しさせていただきましたが、そこらへんもしっかり、学校としっかりキャッチボールしながら準備期間の中でしっかりと検討してまいります。よろしくお願いいたします。

【前田委員】

よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

小原委員。

【小原委員】

これで始まるんだと思うんですけども、僕はもう部活動に関しては、これからは子どもたちが自分で考えて自分で動いていく部活をするべきだとは思っています。そういった意味では、自主的・自発的な参加によりという部分がだんだん出てくるであろうと。顧問の先生たちは、そういう子どもたちが何か考えたときに的確なアドバイスをしてくるような先生であってほしいなというふうに思っています。先生が張りついて、技術から手とり足とりなんて教えて時代ではもうありません。ある程度子どもたちが自分たちの意思で考えて、その部活でどういうふうに活動していくかっていうのを考えさせる、それも部活動の一つの意義だというふうに考えていますので、そういうふうに変わっていかないと、これから先、あの子たちが高校に行くとかっていってもやはり、誰かに教えてもらわないとできないなんていうことにならないようにしていかなきゃいけないのかなというふうに考えています。

それと、顧問の先生だけでなく、これはやはり書かれている、科学的トレーニングやスポーツの医学とか、科学の見地からというのがありますので、ここを先生たちがどれだけ取り入れていけるかっていうところが大事になってくるのかなというところなんです。

また、体罰に関してっていうのは、書かれているのはそれはそれでいいんですけども、もう一つお願いできることがあるとすれば、言動、言葉ですね。言葉だけでも子どもたちはストレスを感じる場合がありますので、場合によっては試合中にどなり散らして1試合が終わる先生だっているわけですよ。そういうことのないような指導をしていかなければいけないのかなというふうに考えています。

あと、最後のほうに書いてあった複数の合同の部活、これはやはり検討するべきだというふうに私も思いますし、合わせて年間の参加する大会っていうのを精査するのも必要になってくるのかなというふうに思っています。

先ほど、計画を誰が見て誰が考えるのかっていうところもあったんですけども、それすら子どもたちにやらせてもいいんじゃないかと。1カ月間、自分たちがどういうふうに部活をしているかというのを、どんどん自分たちが考えて、自分たちで部活を維持していくっていうことを、もうそろそろ中学生なんだからやらせていいんじゃないかなっていうふうに私は思っています。そういうことによって、スポーツが確実に勝つとか、勝たなきゃいけないとかではなく、どうやったら自分たちがもっと強くなれるかとかっていう方向にむいていくんじゃないのかなと思ってしますので、その辺も校長先生とか部活の先生なんかにもお伝え願えればと思いますので、よろしくをお願いします。

【渡邊教育長】

それでは、そろそろよろしいでしょうか。

ただいまの、議案第12号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

議案第13号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

【渡邊教育長】

次に「議案第13号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」でございます。説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【渡邊教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「議案第13号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」、御説明いたします。

本件は平成30年第2回市議会定例会に議案として上程するものでございます。

お手元のA3判資料の「(平成30年度)黒川地区小中学校新設事業契約の変更内容について」

をごらんください。本件「黒川地区小中学校新設事業」は、民間事業者が有するノウハウや資金等の活用により、効率的なサービスの向上を図るとともに、公共支出の削減を目的としたPFI事業手法を用いて、麻生区のはるひ野小・中学校の校舎、体育館などの学校施設の設計・施工から完成後の維持管理や給食運営業務等を含む事業でございます。

資料の左上をごらんください。本事業は、平成18年に本事業を目的として設立されました「はるひ野コミュニティサービス株式会社」との平成35年までのPFI事業契約により運営されております。この事業契約の締結に当たりまして、「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法の第12条及び同法律施行令第3条により、議決事項とされており、契約の変更についても同様に解されているところでございます。

次に、この契約に基づく事業者の債務の履行に対し、本市が支払う対価を「サービス料」と称しておりまして、左下の表にございますとおり、施設の設計・建設業務に対する対価をサービス料1及び2、施設の維持管理業務の対価をサービス料3、給食業務などの対価をサービス料4、情報システムの初期整備費の対価をサービス料5、情報システムの更新整備費の対価をサービス料6、情報システムの維持管理業務の対価をサービス料7、そのほか、公租公課・保険料などに区分して支払われております。

はるひ野小・中学校は、開校当初の想定を超える児童・生徒数の急激な増加により校舎の増築に伴う維持管理費用の変更や給食業務における提供食数の変更、中学校給食提供開始などに対応するため、これまでもサービス料の変更に伴って、逐次契約の変更を図ってまいりました。

今回の変更は、先ほどごらんいただきました左下の表の、上から4段目の網掛けしてあります、「サービス料6」の、学校内の情報システム関連更新費用等に関して変更を図るものでございます。

続きまして資料右上の「2 契約金額改定の詳細」をごらんください。本件契約変更内容の詳細についてまとめております。事業期間が長期にわたるPFI事業契約においては、物価や金利の変動などが選定業者の費用の増加や利益の減少の原因となり得ることから、変動等が事業に与える程度を勘案し、リスク分担の考え方からサービス対価を一定の頻度で改定することが規定されております。

このため、元本や割賦金利の改定を定期的実施しております。このサービス料6に係る学校内のシステム更新費用については、5年ごとに改定を行っております。

内容といたしましては、元本に相当する部分については、(1)にございますとおり、総務省統計局が発表する消費者物価指数の平成19年度平均と、平成29年度平均の比較により改定率を算出し、0.03を超える場合、算出した改定率を元本相当額に乗じて改定額を算出します。

併せて、割賦金利に相当する部分においても、(2)にございますとおり、平成29年7月最初の銀行営業日時点における主要銀行間の貸し出し取引金利を反映した適用金利に基づく改定を行うことにより、これを平成35年までの5年間の事業期間中の償還額に反映させるものでございます。

今回の改定においては、物価変動に基づく改定により、消費税込みの元本相当額が、約226万3,000円の増となりましたが、適用金利の引き下げにより金利負担が約122万円の減となっていることから、差引約104万3,000円の増となり、平成20年から平成35年までの事業期間中の消費税分を含む契約金額を現行の64億6,038万5,550円から、64億

6, 142万8, 985円に変更するものでございます。

お手元の議会提出予定の議案書を御参照いただき、2枚目の参考資料をごらんください。

1の囲みの部分は、平成18年に締結した当初の事業契約に係る議決の内容でございます。

2から11までが、平成20年3月から平成28年6月までの、過去に契約変更の議決をいただいた内容となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問など、ございますでしょうか。

【高橋委員】

すみません。

【渡邊教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

金利の変動で100何万円変わったっていうのは意味がわかったんですが、このA3の資料の左側の一番下の表の、はるひ野小中学校におけるPFIとか何とかっていう表の網掛け部分が今回変更内容とありまして、この契約金額総額及び変更額っていうところの数字の見方がよくわからないんですけど。「156,321千円（うちサービス料61,043千万増）」っていうのは、今回のとは関係ない。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

すみません。ちょっと表記の仕方がですね、見にくかったんですけども、「うちサービス料6」、で切れていまして。

【高橋委員】

サービス料6で。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

申し訳ございません。その金額が差額であります、104万3,000円分の増。

【高橋委員】

わかりました。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

申し訳ございません。

【高橋委員】

大丈夫です。すみません。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第13号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、議案第13号は原案のとおり可決いたします。

議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に、「議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会の委嘱等について」でございます。説明を、指導課担当課長にお願いいたします。

【小林指導課担当課長】

それでは、「議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱等について」、御説明させていただきます。

はじめに、いじめ防止対策連絡協議会について御説明いたします。資料1のA3判の川崎市のいじめに対する防止対策・調査体制（フローチャート）をごらんください。

こちらのフローチャートの右上にあります「いじめ防止対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関係する学校代表、教育委員会事務局、児童相談所、警察等が把握しているいじめの発生状況や対応などの情報を共有し、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を協議する場となっております。各機関では、協議内容をもとに、いじめの未然防止対策に活用しております。

本議案につきましては、職員の人事異動や、委員が所属する団体における担当業務の変更等に伴いまして、該当委員の解職及び新たな委員の委嘱または任免について、御審議いただくものでございます。

お戻りいただき、議案書をごらんください。表の左側は、新たに委嘱または任命する委員の氏名、現職等を記載しており、表の右側は現委員でございます。表の左側の、新たに委嘱・任命する委員で、空欄になっているところは、今回人事異動等がなく、継続していただく委員でございます。

解職する委員及び新たに任命する委員につきましては、1号委員の「学校教育の関係者」において3名、3号委員の「市職員」においては4名、合計で7名でございます。

今年度、新たに任命する委員の任期につきましては、解職する委員の残任期間である平成30年5月23日から平成31年1月31日まででございます。

資料2として、根拠条例である「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」を参考資料として添付させていただきました。後ほど、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問ございますでしょうか。

特によろしいようでしたら、議案第14号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第14号は原案のとおり可決いたします。

議案第15号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第15号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」でございます。説明を生涯学習推進課長をお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第15号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等」につきまして、御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員につきましては、各専門部会の調査・研究がこの4月までに終了しておりますことから、4月24日の教育委員会会議において、平成30年5月1日就任の委員について、また5月8日の教育委員会会議において、平成30年5月9日就任の委員について、委嘱及び任命を議決いただきましたが、今回はその後団体等からの推薦をいただいた委員について御審議をいただくものでございます。

それでは、議案書を1枚おめくりいただきまして1ページをごらんください。幸市民会専門部会でございます。表の左側には、新たに委嘱等する委員の選出区分、氏名、現職等を記載してございます。表の右側には4月24日の教育委員会で承認をいただいた委員の氏名を記載してございます。

続きまして2ページをごらんください。中原市民館専門部会でございます。右側の現委員の委嘱期間につきまして、※印を付かせていただいている委員につきましては、前回の5月8日の教育委員会会議でお諮りし、それ以外の委員につきましては、4月24日の教育委員会会議でお諮りしており、委嘱の開始時期が異なっておりますが、任期といたしましては、同様に平成32年4月30日までの概ね2年間となっております。

なお、議案第15号の資料として、関連法規をまとめて別添の資料とさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。御質問などございますでしょうか。

よろしいようでしたら、ただいまの議案第15号でございますが、原案のおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第15号は原案のおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(16時37分 閉会)